

は し が き

本報告書は、令和2年度に金融調査研究会第2研究グループが「今後の国際課税制度のあり方」をテーマに行った研究の最終報告書である。

経済協力開発機構(OECD)は、経済のグローバル化およびデジタル化の進展に伴う国際的課税回避(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)に対応すべく、2012年にBEPSプロジェクトを立ち上げ、その成果として、2015年にBEPS最終報告書を公表した。しかし、同報告書には様々な残された課題があったことから、OECDにおいて引き続き検討が行われ、2020年10月に、市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直しに関する「第1の柱」および、軽課税国への利益移転に対抗する措置としての国際的に統一された最低税率の導入に関する「第2の柱」のブループリントが公表された。現在、OECDでは、ブループリントに寄せられたコメントや各国の主張を踏まえながら、最終合意に向けて議論を継続しているところである。

こうした状況を踏まえ、OECDのBEPSプロジェクトにおける対応およびその後の経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に関する議論、本邦におけるBEPSプロジェクトへの対応および現行の二重課税排除制度に至るまでの流れを研究し、第1の柱および第2の柱のあるべき方向性等について検討すべく「今後の国際課税制度のあり方」を令和2年度の研究テーマとして取り上げた。

本報告書は、1年にわたる研究成果をとりまとめたものであり、

第1章 今後の国際課税制度のあり方

第2章 OECD・BEPSプロジェクト「第1の柱」の課題：税競争理論の観点から〔小川光〕

第3章 新しい国際法人課税の考察：完全価格差別モデルによる予備的分析〔國枝繁樹〕

第4章 BEPSプロジェクトへの我が国の対応〔関口博久〕

第5章 国際的二重課税の調整方式と日本企業の利益還流〔長谷川誠〕

という5章から構成されている。

このうち、第1章は、研究会における議論を整理し、今後の国際課税制度のあり方について、2021年3月に公表した提言(全銀協ウェブサイト(www.zenginkyo.or.jp))に掲載)を再録したものである。なお、同提言は、2021年2月末時点で得られた情報をもとに作成している。

第2章から第5章は、研究会のメンバーである委員・研究員の個別論文である。第2章は、第1の柱において各国が採用する税率は低い水準にとどまる可能性が残るという課題とそれを回避する是正策について、第3章は、完全価格差別モデルを用いて検討した国際法人税改革の選択肢について、第4章は、わが国におけるBEPS最終報告書の行動11・12およびデジタル課税の第1の柱・第2の柱への対応の必要性について、第5章は、2009年度税制改正における外国子会社配当益金不算入制度の導入が多国籍企業の利益還流に与えた影響について、それぞれ考察している。各個別論文は2021年4月または5月時点で得られた情報をもとに作成している。

われわれは、本報告書が、今後の国際課税制度のあり方を検討するうえで、有益な示唆となることを願っている。

最後に、研究会の運営から報告書の作成まで、事務局である全国銀行協会企画部金融調査室のご尽力をいただいた。また、オブザーバーとして研究会にご参加いただいた令和2年度全国銀行協会会長行の三菱UFJ銀行の皆様からは多面的で示唆に富むご意見を頂戴した。記して敬意を表したい。

令和3年7月
金融調査研究会第2研究グループ主査 井堀利宏